

教育動画制作等に関するご遺族意見（全般）への対応

項 目	番号	ご遺族意見	県教育委員会の考え方
	1	今回の教育動画の公表に際しても、遺族意見等に対する県教委の対応に関する資料の作成・公表を要請します。	ご遺族意見等に対する県教委の対応に関する資料を作成し公表いたします。
	2	制作期間が短いことにより、粗悪な教育動画となることを危惧しています。 もともとタイトなスケジュールが既に破綻しているのは明白であり、速やかな予算繰越措置を要請します。	仮に、動画作成に当たって不測の事態が発生し、年度内作成が困難となるような場合は、財政当局と協議を行うこととなりますが、令和7年度当初から順次再発防止策をスタートさせるため、予算の繰越措置は行わず、令和6年度中に教育動画を完成させたいと考えております。
■ 10事例全体に対して	3	満遍なく「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による自殺防止対策基本方針」 P 3 9～4 0の例に合致する動画（事例集）への修正を要請します。	「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による自殺防止対策基本方針」 P 3 9～4 0では、学校生活アンケートにおいて、体罰・不適切な指導・ハラスメントとはどういったものかを生徒に分かりやすく示すために掲載している例となります。 一方で、教育動画は「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」の内容を映像化するものであり、教育的な効果等を踏まえ、主な事例を映像化することとしており、基本方針に記載している例と満遍なく合致させる必要まではないと考えております。
	4	導入の部分の修正 「学校での体罰・不適切な指導・ハラスメントを無くしていくために」との記載がありますが、今回の教育動画の作成趣旨と明らかに異なりますので、「教師の体罰・不適切な指導・ハラスメントに生徒が気付けるようになるために」への修正を要請します。	生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントに直面した際、それらに気付いた上で適切な行動に移すことができるようになることが目的であり、そうした趣旨の表現として「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントに生徒の皆さんがNOと表現したり、誰かに相談し、助けを求めたりできるように」に修正してまいります。
	5	教師の体罰・不適切な指導・ハラスメントに少なくとも気づくことができれば、息子は自殺することはありませんでした。「気づくこと」はとても重要な再発防止となります。「生徒の皆さんが「教師の体罰・不適切な指導・ハラスメント」に気づき、NOと表現したり、誰かに相談し、助けを求めたりできるようになるために」への修正を要請します。	生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントに直面した際、それらに気付いた上で適切な行動に移すことができるようになることが目的であり、そうした趣旨の表現として「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントに生徒の皆さんがNOと表現したり、誰かに相談し、助けを求めたりできるように」としております。
	6	まとめの部分の修正 「どのタイミングで、誰にSOSを出すことができたでしょうか？考えてみましょう」旨の記載がありますが、全ての教育動画視聴が終了した時点で生徒に質問すべき内容と考えますので、削除を要請します。 この時点なら「こうした場面に遭遇したことがありますか」とか「友達が困っているのを聞いたことはありませんか」等の自らの経験を振り返る質問が適していると考えます。	導入・事例・まとめの一連の動画を視聴した後で、各生徒の状況を踏まえ、自身の経験を振り返る時間を設けることを想定していることから、事例のエピソードまとめでは、当該事例について考えさせる問いとしており、反映いたしません。
	7	アニメ等部分の実写化 実写動画を基本とし、より細かく描くべきであると考えていますので、アニメ等部分の実写化を要請します。	様々な発達段階の児童生徒が視聴して理解が深まるよう、実写だけでなく簡易的なアニメやイラストを用いる事例も作成することとしております。また、特別な支援を必要とする児童生徒の対応については、児童生徒の演技には特に配慮が必要なことから、簡易的なアニメやイラストを使用することとしています。
	8	短編のみの構成の問題点 主旨がきちんと生徒に伝えられることが重要であり、内容によっては短編に拘る必要はないと考えます。	生徒に対して主旨がきちんと伝わる内容となるよう、監修者のご意見等も踏まえて制作してまいります。
	9	どの部分が不適切なのか随時解説明示する必要があると考えます。	ご意見を踏まえ、教員の不適切な行為とその行為に対する生徒の受け止めの描写をあわせて表現することで、当該行為が体罰・不適切な指導・ハラスメントにあたることを表現すること検討いたします。
	10	パワハラ等を知るだけではSOSが出せない生徒への対策が必要と考えます。	この教育動画では、直接パワハラ等を受けた生徒に加え、それを見聞きした生徒もSOSを出すよう働きかけることとしております。
	11	暴力的な面が強く出ているシナリオが多いと感じます。「普通の会話」の中にも生徒の尊厳を傷つけるケースや生徒を「無視する」ようなケースもあると思います。そのあたりも網羅できる事例が必要であると考えます。	この教育動画では、ハンドブックの内容を映像化し、分かりやすく生徒に説明することを目的としており、お話のケースについては、ハンドブックにも記載していないため、教育動画で扱うことまでは考えておりません。
■監修者の大学教授2名の問題点	12	松岡教授（理大）については、契約業者からの提案者であり、安藤教授（岡大）については、以前から不祥事防止対策等で県教委との繋がりがあするため、中立的・公平的な立場とは言えません。 従って、この2名ではバイアスのかかった監修となることを懸念せざるを得ないため、これまでの議論を把握され、既に選定されている外部有識者（4名）に監修を戴くよう要請します。	松岡教授（理大）及び安藤教授（岡大）いずれも自身の専門のお立場から教育動画として教育的効果があるかという視点で確認いただけたと考えており、バイアスのかかった監修になるとは考えておりません。また、シナリオ修正に対する迅速な意見をいただく点からも当該監修者が適当であると考えております。
■事例シナリオ（事例2、4、5以外）に対して	13	事例2、4、5以外のシナリオ「まとめ」の部分に、ハンドブックの「○ 課題はどこにあるのでしょうか」「○未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか」に記載の内容について、今回の遺族意見と同じく、わかりやすく丁寧な解説を要請します。	ハンドブックに記載している課題や未然防止の問いは教職員の視点から言及しているものであり、教職員は教育動画と併用して、ハンドブックを活用しながら解説部分を学ぶこととしてしていることから、教育動画に盛り込むことは考えておりません。
	14	どの映像部分が「教師の体罰・不適切な指導・ハラスメント」に該当するのか具体的にわかりやすく丁寧な解説が必要です。生徒が迷いなく「気づけるようになる」ために、曖昧でない解説が重要であるため、追加説明を要請します。迷いがあるとSOSはまず出せないと思います。	動画視聴後にナビゲーターの問いかけに対する検討や自身の体験の振り返りなどの活動を通じて、教育動画視聴の学習効果を高め、適切な行動を起こせるよう取り組むこととしており、現在の映像でご理解いただきたいと存じます。
	15	【①通し番号7】「これからも」は本事案の再発防止の観点から不要であるため、削除を要請します。 【参考】【通し番号7】ナレーション「新しい【体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック】はすべての教職員がいかなる場合においても、体罰・不適切な指導・ハラスメントは絶対に許されないという認識の下、教職員と児童生徒が信頼関係を築き、これからも安全で安心して学べる環境づくりを進めるためのものです」	ご意見を踏まえ、「これからも」は削除いたします。
	16	【②通し番号22】ハンドブックP2「帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる」の記載がありません。項目追加を要請します。 【参考】【通し番号22】ナレーション「ほかにも 次のような行為が体罰に該当すると考えられます」	追加するよう修正いたします。併せて導入・生徒用にも追加いたします。

教育動画制作等に関するご遺族意見（全般）への対応

項 目	番号	ご遺族意見	県教育委員会の考え方
■導入・教職員用	17	セクシュアル・ハラスメントの説明だけではハラスメントに関する説明が不十分なので、パワー・ハラスメントの説明追加を要請します。	通し番号24「不適切な指導・ハラスメント」の中で、暴言やハラスメントといった不適切な言動を説明していることから、パワーハラスメント自体の説明は追加いたしません。パワーハラスメントについては、ハンドブックやコンプライアンス研修等で学習することとしております。 なお、ご意見を踏まえ、ハラスメントにはパワーハラスメントに類する言動も含まれている旨を説明することといたします。 【参考】【通し番号24】 ナビゲーターA「不適切な指導とは児童生徒の人格や人権、能力などを否定するような言動や、児童生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことをいい、暴言やハラスメントといった不適切な言動も含まます」
	18	「パワー・ハラスメント」は、生徒への教育用語として必要であるため、セクシュアル・ハラスメントの説明だけでなく、ハンドブックと同様にパワー・ハラスメントの説明追加を要請します。	パワーハラスメントについては、ハンドブックやコンプライアンス研修等で学習することとしており、教育動画ではハラスメントにはパワーハラスメントに類する言動も含まれている旨を説明することといたします。
	19	【①通し番号1】「今日的な課題のひとつ」との記載がありますが、導入・教職員用（通し番号1）では「現代社会において深刻な問題」との記載となっています。このままでは生徒に「深刻さ」が伝わらないので、「学校生活を送る上で、教職員による体罰や不適切な指導、ハラスメントは現代社会において深刻な問題であり、決してあってはならないことです。」への修正を要請します。 【参考】【通し番号1】 ナビゲーターA「学校での教職員による体罰や不適切な指導、ハラスメントなどの問題は全国的にメディアでも頻繁に取り上げられる、今日的な課題のひとつです」	ご意見を踏まえ、「学校生活を送る上で、教職員による体罰や不適切な指導、ハラスメントは今日的な課題のひとつであり、決してあってはならないことです。」に修正いたします。 なお、「今日的な課題のひとつであり、決してあってはならないことです。」という部分で「深刻さ」を伝えることとしております。
	20	【②通し番号2】「これからも」は本事案の再発防止の観点から不要であるため、削除を要請します。 「教職員はこの問題に真剣に向き合っています」との記載がありますが、本事案の再発防止の観点から「この教育動画の視聴を含めた再発防止策の実施により、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶に取り組むことにしています」へ修正を要請します。 【参考】【通し番号2】 ナビゲーターB「みなさんが通う学校が、これからも安全で安心して学べる環境であるように教職員はこの問題に真剣に向き合っています」	ご意見を踏まえ、「これからも」は削除いたしますが、「教育動画の視聴を含めた再発防止策の実施により」は教職員に対するものであり、生徒に対しては不要と考えていることから修正いたしません。 また、令和7年2月10日の県立学校長に対する再発防止策に関する説明会を皮切りに、各学校において取組に向けた準備をすでに進めているところであるため、「教職員はこの問題に真剣に向き合っています」という表現にしており、修正いたしません。
	21	【③通し番号5、19】「どのように行動したらよいか」がいずれも出てきますが、教育動画制作の主旨は「生徒や保護者が、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づき、援助希求行動をとることができるようにするため」です。導入や事例シナリオでは、どのような教師の指導が「体罰・不適切な指導・ハラスメント」に該当するのかを学習し、まずは「気づけるようになるため」に資する構成・記載へ修正を要請します。なお、まとめて「援助希求行動」について学習し、教育動画の主旨が段階的に果たされる構成にすべきと考えます。 【参考】【通し番号5】 ナビゲーターB「もし、教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントにみなさん自身や周りの人が直面したとき、自分や周りの人を守るためにどのように行動したら良いか、この動画を通して学んでいきましょう」 【参考】【通し番号19】 ナビゲーターA「もし、みなさんが体罰・不適切な指導・ハラスメントにより肉体的な苦痛を受けたり、精神的な不安感や恐怖心を抱いたりしたとき受けることになったら、どのように行動したら良いのでしょうか？具体的な事例を視聴し、一緒に考えていきましょう」	導入でどのように行動すれば良いかという投げかけを行い、事例やまとめを視聴することで、教育動画の主旨が果たされるような構成にしており、修正いたしません。通し番号6を「まずは、どのような行為が体罰・不適切な指導・ハラスメントにあたるのか確認しましょう」と修正いたします。
	22	【③通し番号5、19】「もし、教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントにみなさん自身や周りの人が直面していると気づいたら、自身や周りの人を守るためにどのように行動したら良いか、この動画を通して学んでいきましょう」への修正を要請します。	「直面したとき」は、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気付くという要素も含んだ表現であるため修正いたしません。
	23	セクシュアル・ハラスメントの説明だけではハラスメントに関する説明が不十分なので、パワー・ハラスメントの説明追加を要請します。	通し番号11「不適切な指導・ハラスメント」の中で、暴言やハラスメントといった不適切な言動を説明していることから、パワーハラスメント自体の説明は追加いたしません。 【参考】【通し番号11】 ナビゲーターA「不適切な指導とは児童生徒の人格や人権、能力などを否定するような言動や、児童生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことをいい、暴言やハラスメントといった不適切な言動も含まます」
■導入・生徒用	24	「パワー・ハラスメント」は、生徒への教育用語として必要であるため、セクシュアル・ハラスメントの説明だけでなく、ハンドブックと同様にパワー・ハラスメントの説明追加を要請します。	「不適切な指導・ハラスメント」の中で、暴言やハラスメントといった不適切な言動を説明していることから、パワーハラスメント自体の説明は追加いたしません。

教育動画制作等に関するご遺族意見（全般）への対応

項 目	番号	ご遺族意見	県教育委員会の考え方
	25	導入・教職員用（通し番号4～7）に関する記載が生徒用にはありません。生徒だけでなく、保護者も視聴する動画である観点から必要な説明を追加するよう要請します。 【参考】【通し番号4】ナビゲーターB「だからこそ、日々の教育活動における指導の改善と、体罰や不適切な指導・ハラスメント行為の根絶が求められています」 【参考】【通し番号5】ナレーション「岡山県では、平成24年に教師による体罰などが原因で生徒が命を絶つという悲しい事案が発生しました。本事案において、生徒の自死は、事案発生前に既に形成されていた野球部監督と生徒の関係性を背景とする、野球部監督からの生徒に対する叱責や体罰が原因であり、これら野球部監督の言動は教員という立場を利用したハラスメントであったと考えています」 【参考】【通し番号6】ナレーション「今後、二度とこのような事案を起こさないよう、岡山県教育委員会では本事案に関する第三者委員会による調査報告書などでも指摘された問題点や提言を踏まえ、平成25年に作成した【体罰防止ハンドブック】を全面的に見直しました」 【参考】【通し番号7】ナレーション「新しい【体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック】はすべての教職員がいかなる場合においても、体罰・不適切な指導・ハラスメントは絶対に許されないという認識の下、教職員と児童生徒が信頼関係を築き、これからも安全で安心して学べる環境づくりを進めるためのものです」	教育動画の目的を果たす上で、生徒に必要な説明ではないと考えております。また、希死念慮がある生徒の二次被害を生む可能性を考慮しております。 また、ハンドブックは教職員が学習するためのものであり、生徒に対しての説明は不要と考えております。 なお、保護者についても教育動画を視聴し、生徒との会話等から体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づき、援助希求行動に繋げることを目的としていることから、現在の説明で差し支えないと考えております。
	26	導入・教職員用（通し番号4～7）に関する保護者への周知を教育動画に限らず継続的に行うよう要請します。	保護者に対しては、教育動画の視聴によって生徒との会話等から体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づき、援助希求行動に繋げることができるよう取り組むこととしていることから、ご意見の内容の周知までは考えておりません。
■まとめ・教職員用	27	【①通し番号18】ハンドブックP12の記載に合わせ「自律」を「自立」へ修正を要請します。 【参考】【通し番号18】ナレーション「5, 自律したプレーヤーを育てましょう」	「自立」へ修正いたします。
	28	本事案の再発防止の観点から、ハンドブックP7～11に記載の「体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こす原因とその対処法」について十分に網羅されているのかの再確認を要請します。なお、少なくともハンドブックP7、9、10記載の背景・要因（＜対処法＞以外）の説明がなされていないため、追加説明を要請します。	教職員は教育動画の視聴と併用して、ハンドブックでも学習することとしており、限られた視聴時間の中で、より教育的効果が高いものとなるよう盛り込む内容を精査し、本シナリオを作成したところであり、追加説明はいたしません。
■まとめ・生徒用	29	【①通し番号7】基本方針P3に記載「保護者や教職員、友人などの身近な人に相談することが難しい場合はスクールカウンセラーや、匿名で相談することができるアプリの活用、校外の相談窓口を利用することも可能であることを、日頃から周知しておく必要がある。」旨へ見合う修正を要請します。 【参考】【通し番号7】ナビゲーターA「岡山県教育委員会では、ご覧の相談窓口を開設しています。電話やインターネットから問い合わせることが可能です」	ご意見を踏まえ、「保護者や教職員、友人などの身近な人に相談することが難しい場合はスクールカウンセラーへの相談や、匿名で相談することができるアプリへの報告、学校外の相談窓口の利用も可能です。」と修正いたします。
	30	【②通し番号12】生徒や保護者が体罰や不適切な指導・ハラスメントを「直接的に」無くしていけるかのように記載されていますが、生徒や保護者の援助希求行動により、体罰・不適切な指導・ハラスメントを「間接的に」無くしていける可能性がある程度である旨の記載への修正を要請します。 【参考】【通し番号12】ナビゲーターA「学校から体罰や不適切な指導・ハラスメントを無くしていくために家族や友だちと話してみませんか？」	生徒や保護者が援助希求行動をとり、学校が適切に対応していくことで体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶していくという視点も踏まえ、当該記載としており修正はいたしません。
	31	【②通し番号12】生徒や保護者が援助希求行動をとっても、教師の体罰や不適切な指導・ハラスメントを根絶することはできません。根絶できるのは教師であり、生徒ができるのは「身を守ること」であるため、「教師からの体罰や不適切な指導・ハラスメントから自身を守るためにみなさんも家族や友だちと話してみませんか？」への修正を要請します。	生徒や保護者が援助希求行動をとり、学校が適切に対応していくことで体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶していくという視点も踏まえ、当該記載としており修正はいたしません。
■本事案に関する3事例の制作途中の動画映像について	32	監督の声の大きさや口調から威圧感や脅し感がほとんど伝わってこないため、修正が必要	監督の言動が不適切であることを表現するため、声の大きさや口調に加え、効果音、BGM、ナレーション等の工夫をしていることから、現在の映像でご理解いただきたいと存じます。
	33	監督の言い方から皮肉さ、厭味さ、しつこさがほぼ伝わってこないため、修正が必要	監督の言動が不適切であることを表現するため、声の大きさや口調に加え、効果音、BGM、ナレーション等の工夫をしていることから、現在の映像でご理解いただきたいと存じます。
	34	部員から、監督の顔色を気にしたりビクビクしている様子や張りつめた緊張感が感じられないため、修正が必要	監督の言動が不適切であることを表現するため、効果音、BGM、ナレーション等の工夫をしていることから、現在の映像でご理解いただきたいと存じます。
	35	高校野球としてのリアリティ（雰囲気やスピード感等）が感じられないため、修正が必要	教育動画では競技のリアリティより、不適切な指導であることの表現を優先して演者の選定を行っていることから、現在の映像でご理解いただきたいと存じます。
	36	野球部監督の学校内の立ち位置（野球部指導に口を挟める人がいない等）の説明が必要	パイプ椅子を振り上げるシーンの際に「この野球部における部員の指導は、監督に任せられており、他の顧問が口を差し挟むことはありませんでした。」というナレーションを追加いたします。
	37	高校野球部の立ち位置（野球強豪校、進学校なのか等）の説明が必要	高校野球部の立ち位置は、教育動画の目的に直接影響の無い事柄であるため、説明までは行いません。
	38	エンジョイタイムの説明が必要（事例2）	ノックシーンで表示しているテロップの冒頭に、「エンジョイタイムと称して、」を追加し、「エンジョイタイムと称して、監督は感情にまかせて部員の能力や特性に配慮することなく補球できないところに球を連続して打ち続けた」といたします。

教育動画制作等に関するご遺族意見（全般）への対応

項 目	番号	ご遺族意見	県教育委員会の考え方
	39	部員がなぜ野球部を退部したのか、また、退部後にマネージャーとして復帰するのか説明が必要（事例4）	マネージャーへの復帰を希望するシーンのナレーションを以下のとおり修正いたします。 「この生徒は、監督から怒られるのが嫌で一度野球部を退部していましたが、マネージャーなら怒られないと思い復帰を希望しました。」
	40	「勉強できているのか」と監督が聞くシーンがあるが、この学校が進学校なのか、当該生徒の学力等の説明が必要（事例4）	進学校かどうか、生徒の学力の状況がどうかにかかわらず、高校生として勉強をする必要があることから発するセリフであり、進学校かどうかや生徒の学力については、教育動画の目的に直接影響の無い事柄であるため、説明までは行いません。
	41	監督は当該生徒が大きな声を出すのが苦手であることを知っていたにもかかわらず、「声を出せ」と言い続けた不適切さに関する説明が必要（事例4）	監督から声を出すよう叱責されるシーンの後にナレーションを以下のとおり修正します。 「この生徒は声を出すことが苦手でしたが、監督から声を出すよう叱責され、さらにはマネージャーとしての存在価値まで否定されたのでした。」
■教育動画の今後のアップデート	42	教育動画を視聴された方からのフィードバックを受け止める仕組みを構築し、短いサイクルでアップデートできる環境の整備を要請します。	生徒への視聴後アンケートや検証時における外部有識者からのご意見を踏まえて、教育効果の観点から必要であれば適宜改善を検討してまいります。なお、視聴された一般の方からのフィードバックの仕組みの新たな構築までは考えておりません。
完成した教育動画に対する遺族意見	43	制作期間の制約や公正・中立性の問題がある環境で制作された本教育動画は、生徒が初めて学習する教師の体罰・不適切な指導・ハラスメント（以下、問題指導）に「気づく」ことができるようになるためではなく、一歩先の援助希求行動に焦点をあわせた構成となっており、問題指導からの援助希求行動が生徒の責任であると間違った理解をさせてしまう危険性があります。また、教師の問題指導に「気づく」ことが出来なければ、援助希求行動を起こすことは不可能です。息子は無い筈の教師の問題指導に「気づく」ことさえできていれば、自死することはなかったのです。息子は教師の問題指導を認識できず、自分を責めて自らの命を絶ったのです。本教育動画は教師の問題指導に「気づく」ことの重要性に関する説明がない上、問題指導からの援助希求行動を取らなかったことが問題であるかの様に問題点がすり替えられており、とても息子の事件の再発防止策としても受け入れられません。早急に本教育動画（動画視聴後アンケート案）と遺族意見を併せて4人の外部有識者に確認・評価を受け、正常化された教育動画を生徒が視聴し、アンケートもできるよう要請します。	教育動画等については、これまでに外部有識者やご遺族からいただいたご意見を踏まえたり、2名の監修者それぞれの専門の立場から教育的効果があるかという視点で確認いただき、作成したものであり、改めて外部有識者から意見を徴取することは考えておりません。
	44	教育動画について、常任委員会への報告や県HPへの掲載をこれまで通り要請します。	教育動画はYouTubeに掲載し、一般の方も視聴できるようにするとともに、常任委員会への報告や県HPへの掲載もいたします。
	45	アンケート結果の概要として、個人情報以外のアンケート結果情報の提供を要請します。	アンケート結果の概要をご遺族にもお示ししたいと考えております。なお、アンケート結果の概要とはアンケート結果として公表する内容を想定しておりますが、具体的にどの結果情報を公表するかは今後検討することとしております。
	46	今後の教育動画の改善等に役立つよう、お示しいただいた動画視聴後アンケート案の訂正を以下の通り要請します。 ・「理解できなかった」「できないと思う」等に該当する場合の記述式回答欄箇所に対しても選択式を採用し、その他欄を設けて記述式を併用し回答しやすい設問とすべき。 ・「NOとすることができると思うか」旨の質問を追加すべき。 ・問5について、体罰・不適切な指導・ハラスメントに分けた設問とすべき。	・「理解できなかった」「できないと思う」等と回答した生徒の率直な意見を聴取したいと考えており、自由記述としております。 ・教育動画の主旨は、「生徒（中・高校生対象）や保護者が、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づき、援助希求行動をとることができるようにするため」であり、そのことが理解できたかを問うアンケートであるため、「NOとすることができると思うか」旨の質問を追加することは考えておりません。 ・体罰・不適切な指導・ハラスメントを一体として理解できたかどうかを問うことを目的としているため、分けた設問とすることは考えておりません。
	47	動画視聴後アンケートで生徒自身や周りの生徒が、体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けていないかは、別途実施する生活アンケートで確認するためとのことですが、1月15日県教委公表資料からの変更となる上、教育動画視聴後アンケート内容に加えることで、体罰・不適切な指導・ハラスメントに対する認識を深めるべきと考えており、教育動画視聴後アンケートでの実施を要請します。	1月15日に公表した「資料② 教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画視聴について」では、具体的にどのアンケートで問うかは示しておりませんが、「再発防止策の検証 論点整理」において、体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けていないかは、別途実施する生活アンケートで確認することを記載しております。教育動画は、生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づき、適切な援助希求行動がとれるようになることを目的としていることから、視聴後アンケートは現在の内容としております。また、教育動画視聴の学習効果を高め、適切に援助希求行動を起こせるよう、動画視聴後に自身の体験の振り返りなどの活動を行うことも想定しており、教育動画視聴後アンケートでの実施は必要ないと考えております。
	48	教育動画の改善等に向け、保護者から有用な意見がいただけると考えており、保護者の視聴後アンケート等の実施を要請します。	保護者への視聴後アンケートは実施しませんが、動画の視聴を周知する際に、教育動画に意見等がある場合は、県の教育行政相談窓口に連絡するよう保護者に伝えることといたします。